

## 浜松中央建設業労災組合同規約

### (目的)

第1条 この規約は組合員の福利厚生に関すること及び労働者災害補償保険法（以下「労災法」という。）の適正かつ円滑な運営に図ることを目的とする。

### (組合員の範囲)

第2条 本組合の組合員は労災法の規定に該当するものとする。

### (組合の名称及び事務所の所在地)

第3条 本組合は、浜松中央建設業労災組合と称し、事務所を浜松市中区東伊場2丁目7番1号浜松商工会議所内におく。

### (組合の任務)

第4条 本組合は、法令の研鑽に努め第1条に関する事項を誠実適正に履行するものとする。

### (事務の担当)

第5条 組合長が直接事務を執ることができないときは、組合長の予め指定する者に事務を執らせることができる。この場合、組合長の歳司を得るものとする。

### (役員)

第6条 本組合に次の役員をおく。

組合長 1名  
副組合長 3名以内  
監事 3名以内

### (役員職務)

第7条 組合長は本組合を代表し、本組合の業務を執行する。副組合長は組合長を補佐し組合長が事故又は欠員のときは組合長の職務を代行する。監事は会計監査の任にあたる。

### (役員選出)

第8条 組合長、副組合長、監事はそれぞれ浜松商工会議所専務理事、理事、監事があたり、副組合長、監事については組合長がそれぞれ指名するものとする。

### (組合の責任)

第9条 組合長が保険料その他法律の規定により徴収金の納付のため金銭を本組合に納入したときは、その額の限度で政府に納入するものとする。本組合の責に帰すべき事由により追徴金、延滞金等を徴収される場合においては、その額の限度で、これら徴収金の納付の責に任ずるものとする。

### (加入及び脱退)

第10条 (1) 年度中途において新たに労災法による特別加入を希望するときは、速やかに組合長に申し出て加入手続きをするものとする。

(2) 本組合を脱退しようとするものは、速やかにその理由を明らかにした書面により組合長に届出しなければならない。

### (資格の喪失)

第11条 次の各号に該当するに至った場合、組合員の資格を失う。

- (1) 組合員が死亡したとき。
- (2) 組合員が本組合を脱退したとき。
- (3) 組合員が組合により除名されたとき。
- (4) 第2条の規定に該当するに至らなくなったとき。

### (経費)

第12条 本組合の経費は運営事務費、寄付金、その他の収入をもってこれにあたる。

### (運営事務費)

第13条 運営事務費は別表に定めるとおりとし、本組合の指定する期日までに納入するものとする。

### (保険料の納入)

第14条 組合員は本組合の指定する期日までに保険料を納入するものとする。

### (帳簿の備え付け)

第15条 本組合は組合員の納入した保険料等その他の金銭の収支を明確にした帳簿及び組合員名簿、その他必要な帳簿を備え付けなければならない。

### (会計年度)

第16条 本組合の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日をもって終わる。

### (規約の改正)

第17条 この規約の改正は組合員の過半数をもって承認を得るものとする。

### 付則

1. この規約は昭和54年4月1日から施工する。

### (別表)

運営事務費 年額4,800円×消費税相当額  
※年度途中で加入する場合は、その年度の運営事務費は月割とします。  
※10円未満の端数は切り捨てます。

## 浜松中央建設業労災組合 災害防止規定

建設作業における災害防止のため規定をつぎのとおり定める。

### 第1. 安全管理

1. 組合に安全管理担当者（理事のうちから組合長が委嘱する。）をおき、組合員の安全管理を行う。
2. 安全管理者は作業場、作業方法等について定期的に点検を実施するほか、組合員の安全作業に関する教育訓練の責任を有し、発生した災害原因の調査及び対策を行うものとする。
3. 組合員は安全管理担当者の指示に従うことはもちろん、進んで災害防止に努力しなければならない。

### 第2. 衛生管理

1. 組合に衛生管理担当者（理事のうちから組合長が委嘱する。）をおき、組合員の衛生管理を行う。
2. 衛生管理担当者は作業条件、施設等の衛生上の改善、衛生教育、健康相談その他組合員の健康保持のための措置を行うものとする。
3. 組合員は衛生管理担当者の指示に従うことはもちろん、進んで衛生管理に努めなければならない。

### 第3. 安全作業

1. 組合員は作業前に準備体操を行うこと。
2. 作業前にその日の作業内容を熟知し、材料、器具の点検を確実に行うほか作業服装に注意すること。
3. 作業足場についてはとくに次の点に注意すること。  
(イ) 足場に使用する材料は損傷、変形、腐蝕がないかどうか点検する。  
(ロ) 抱き合わせ足場は使用しない。  
(ハ) 鋼管足場は継手、金具等のゆるみがないか点検する。  
(ニ) 材料として足場板は幅20cm以上、厚さ3.5cm以上、長さ3.6m以上のものを使用する。  
(ホ) 足場の構造及び材料に応じて作業床の最大積載荷重を定め、且つこれを超えて積載しない。  
(ヘ) つり足場については動揺、転位等を防止するための措置を講じる

4. 腕記、布、はり、脚立その他の作業床の支持物は荷重によって破壊することのないよう注意すること。
5. 床材は転位、脱落しないよう2以上の支持物に取り付けてあるかどうか点検すること。
6. 乗降のためやむを得ない場合を除いては、他の足場、脚立、はしご等を支持台としないこと。
7. 材料、器具、工具等を上げ下げする場合は、つり鋼、つり袋当を使用すること。
8. 命綱、保護帽等の保護具は、作業の状況に応じ着実に使用すること。
9. 倒壊を防止するため筋かい、壁つなぎ又は控の安全を点検すること。
10. 閃電事故のおそれのある作業においては、絶縁管、絶縁覆等を漂着し接触の危険を防止すること。なお、可能な限り電源を切って作業すること。
11. 材料の製作運搬等のためミキサー、ウィンチ、砂フルイ等を使用するときは点検し危険防止について予め注意すること。
12. 暴風雨等悪天候のため作業の危険が予想されるときは作業を中止すること。

### 第4. 衛生措置

1. 組合員は毎年5月、組合で実施する定期的健康診断を受けなければならない。
2. 組合員はつねに自らの健康管理に留意し心身の過労を戒めること。
3. 暑熱、寒冷、多湿、その他衛生上有害な作業においては、とくに作業時間、作業方法、作業終了の措置等について配慮すること。

### 第5. その他

以上の他労働安全衛生法、労働安全衛生規則の「安全管理体制」「原動機及び動力伝達装置」「機械装置」「型わく支保工」「足場」「墜落防止」「崩壊落下の予防」「電気災害の防止」「保護具」「火災及び爆発の防止」等の条項を遵守すること。